

畜産副産物適正処分等推進事業

(肉骨粉適正処分対策事業)

第1 事業の内容

1 肉骨粉等の適正処分

公募団体は、肉骨粉等の適正処分の推進を図るため、継続的に肉骨粉等を製造している者（以下「肉骨粉等処分事業者」という。）が、肉骨粉等原料のレンダリング処理及びこれにより製造された肉骨粉等の適正な焼却処分の事業を行うのに必要な経費の一部について補助するものとする。

2 肉骨粉等の計画的な適正処分等の推進

公募団体は、飼肥料等の原料としての利用の禁止が解除された肉骨粉等の有効利用の促進及び1の事業を適正かつ円滑に推進するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 肉骨粉等の適正処分等を図るための肉骨粉等適正処分協議会等の開催
- (2) 事業を適正かつ円滑に実施するために行う肉骨粉等処分事業者に対する助言及び指導
- (3) 推進会議の開催及び情報の提供等
- (4) 事業の推進指導等

第2 事業の要件

1 肉骨粉等の定義

この要綱において「肉骨粉等」とは、食肉の処理・加工の際に発生する畜産副産物等（以下「肉骨粉等原料」という。）から製造されたものであって、次の(1)から(3)までに掲げる品目をいう。

- (1) 肉粉（肉骨粉等原料を加熱し脂分を抽出する工程を経た固形分を、さらにエキスペラ（連続圧搾機）により脂分を抽出した上で、粉砕機で粉砕した後に、獣毛を除去したものであって、粗たんぱく含有率65%以上であるものをいう。）
- (2) 血粉（家畜の血液を加熱凝固し、水分を除去した後、乾燥、粉末化したものをいう。）
- (3) 肉骨粉（肉骨粉等原料（これらを加工する際に発生する動物性残さを含む。）をレンダリング処理したものであって、肉粉及び血粉以外のものをいう。）

2 事業の対象となる肉骨粉等

次の(1)から(7)までに掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 別表1に掲げる肉骨粉等に該当しないこと
- (2) 令和7年4月1日以降に製造された肉骨粉等又は令和7年3月31日以前に製造された肉骨粉等にあつては理事長が適当と認めたもの
- (3) 令和8年4月1日以降に焼却され、又は焼却されることが確実な肉骨粉等
- (4) 次に掲げる肉骨粉等原料から製造された物であつて、BSEのまん延防止

のために講じられる措置により飼肥料等の原料としての利用が困難なものであること

ア 食肉の処理・加工の際に発生するくず肉、内臓、骨、脂肪、皮、血液及び蹄。ただし、次に掲げるものに限る。

(ア) と畜場におけると畜の際に発生するもの

(イ) カット場、食肉販売店、飲食店及び食品製造業における食肉の処理・加工の際に発生するもの

(ウ) 原皮業者における原皮製造の際に発生するもの

イ 食肉の処理・加工に至るまでの過程で発生する原料であって、理事長が特別に認めたもの

(5) 次に掲げる者から発生する肉骨粉等原料から製造される肉骨粉等

ア 食肉の処理・加工を行う事業者

イ 食肉の処理・加工の際に発生するくず肉、内臓、骨等の畜産副産物を原料として加工する者

ウ 飲食店等であって、食肉の処理の際に発生する動物性残さを分別して原料供給していると認められる者

エ 食肉の処理・加工に至るまでの過程で発生する原料であって、理事長が特別に認めたものを所有する者

(6) あらかじめ都道府県知事が認めた焼却施設で焼却を行う肉骨粉等

(7) 都道府県が認めた検査施設の検査において、原則として、別表2の肉骨粉等の水分含有率を満たす肉骨粉等

3 事業対象者

肉骨粉等処分事業者のうち、次のいずれかを満たす者とする。

(1) 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下「化製場法」という。）第3条第1項に規定する都道府県知事の許可を受けている者

(2) 化製場法第8条において準用する同法第3条第1項に基づく都道府県知事の許可を受けている者

(3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に規定する都道府県知事の許可を受けている者

(4) (1) から (3) まで以外の者であって、都道府県知事の推薦により理事長が適当と認める者

第3 事業の実施

1 実施要領の作成

公募団体は、第1の1の事業の実施に当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成して理事長に提出し、その承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業実施計画の作成

肉骨粉等処分事業者は、第1の1の事業の実施に当たっては、事業実施計画を作成し、肉骨粉等処分事業者の肉骨粉等製造施設が所在する都道府県知事に協議の上、公募団体に提出するものとする。

公募団体は、提出された事業実施計画を取りまとめの上、自らの事業実施計画

とともに理事長に提出するものとする。

3 行動規範等の作成

- (1) 肉骨粉等処分事業者は、第1の1の事業の実施に当たっては、あらかじめ、法令遵守等に関し実践すべき具体的行動の基準（以下「行動規範」という。）を規定した文書（所属する団体の行動規範を遵守することを誓約した文書を含む。以下「行動規範等」という。）を作成し、公募団体に提出するものとする。
- (2) 公募団体は、事業の実施に当たっては、あらかじめ行動規範を規定した文書を作成するとともに、肉骨粉等処分事業者から提出を受けた行動規範等を取りまとめの上、これら文書を第6の1の補助金交付申請書に添付して理事長に提出するものとする。

4 原料収集先等の確認リストの作成

- (1) 肉骨粉等処分事業者は、第1の1の事業の実施に当たっては、あらかじめ原料収集先又は原料収集販売業者（以下「原料収集先等」という。）から受け入れる肉骨粉の原料が補助対象となる原料であること及び原料収集先等が補助対象外の原料を扱っている場合は、補助対象の原料と分別管理を行っていることを確認したリスト（以下「確認リスト」という。）を作成し、公募団体に提出するものとする。
- (2) 公募団体は、肉骨粉等処分事業者から提出を受けた確認リストを取りまとめの上、理事長に提出するものとする。

5 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

- (1) 肉骨粉等処分事業者は、第1の1の事業の実施に当たっては、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」（令和7年12月26日付け7環バ第355号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知。以下「環境バイオマス政策課長通知」という。）に基づき、当該通知別添1の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、公募団体に提出するものとする。

また、実績報告時には、当該「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを公募団体に提出するものとする。

- (2) 公募団体は、全ての肉骨粉等処分事業者から当該「みどりチェック」チェックシートを収集し、その一覧を第6の1の交付申請時、第6の2の変更承認申請時及び第7の実績報告時に機構へ提出するものとする。一覧には、肉骨粉等処分事業者の名称及び住所（都道府県）の情報を含めることとする。
- (3) 公募団体は、第1の2の事業の実施に当たっては、環境バイオマス政策課長通知に基づき、交付申請時に「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、機構に提出するものとする。

また、実績報告時には、「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを機構に提出するものとする。

6 事業の委託

- (1) 公募団体は、この事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。
- (2) 公募団体は、事業の一部を委託する場合は、委託契約を締結するものとする。

第4 事業の推進指導等

- 1 公募団体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。
- 2 肉骨粉等処分事業者は、公募団体及び都道府県の指導の下、関係機関、関係団体との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 3 都道府県知事は、この事業が適正かつ円滑に実施されるよう、この事業の趣旨、内容等の周知徹底、関係者に対する指導その他の必要な支援に努めるものとする。

第5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において別表3に定める補助対象経費及び補助率により、第1の事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第6 補助金交付の手續等

1 補助金の交付申請

公募団体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の畜産副産物適正処分等推進事業（肉骨粉適正処分対策事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

公募団体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の畜産副産物適正処分等推進事業（肉骨粉適正処分対策事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。なお、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号認可）第80条第1項第1号イ及びロの理事長が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 公募団体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の畜産副産物適正処分等推進事業（肉骨粉適正処分対策事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

第7 事業の実績報告

肉骨粉等処分事業者は、事業終了後遅滞なく当該年度に実施した事業の実績を

肉骨粉等処分事業者の肉骨粉等製造施設が所在する都道府県知事を経由して、公募団体に報告するものとする。

公募団体は、提出された事業の実績を取りまとめの上、この事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日（事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日）までに、自らの事業の実績とともに、別紙様式第4号の畜産副産物適正処分等推進事業（肉骨粉適正処分対策事業）実績報告書（以下「実績報告書」という。）を理事長に提出するものとする。

第8 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 公募団体は、機構に対して第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 公募団体は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを当該補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 公募団体は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の畜産副産物適正処分等推進事業（肉骨粉適正処分対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（公募団体自ら又はそれぞれの肉骨粉等処分事業者の仕入れに係る消費税等相当額がない場合も含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第9 帳簿等の整備保管等

- 1 公募団体は、この事業に係る経理については他と区分し適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 1に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

- 3 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、公募団体及び肉骨粉等処分事業者に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

別表 1

補助の対象とならない肉骨粉等の要件

補助の対象とならない肉骨粉等	要 件
1 飼料の製造業者が、大臣確認通知（注1）に規定する収集先から収集した原料から製造した肉骨粉等	
(1) 家きん由来原料から製造した肉骨粉等	大臣確認通知の別添5-1の製造基準に適合していることについて、大臣確認通知の記の第1の2の(2)に規定する大臣確認を受けた飼料の製造業者が、大臣確認通知の別添5-1の製造基準の1の(1)に規定する収集先から収集した家きん由来原料を原料として製造した肉骨粉等
(2) 豚由来原料から製造した肉骨粉等	大臣確認通知の別添2-1又は別添3-1の製造基準に適合していることについて、大臣確認通知の記の第1の2の(2)に規定する大臣確認を受けた飼料の製造業者が、大臣確認通知の別添2-1又は別添3-1の製造基準の1の(1)に規定する収集先から収集した豚由来原料を原料として製造した肉骨粉等
(3) 馬由来原料から製造した肉骨粉等	大臣確認通知の別添2-1又は別添4-1の製造基準に適合していることについて、大臣確認通知の記の第1の2の(2)に規定する大臣確認を受けた飼料の製造業者が、大臣確認通知の別添2-1又は別添4-1の製造基準の1の(1)に規定する収集先から収集した馬由来原料を原料として製造した肉骨粉等
(4) 豚、馬又は家きん由来原料を混合して製造した肉骨粉等	大臣確認通知の別添6-1又は別添7-1の製造基準に適合していることについて、大臣確認通知の記の第1の2の(2)に規定する大臣確認を受けた飼料の製造業者が、大臣確認通知の別添6-1又は別添7-1の製造基準の1の(1)に規定する収集先から収集した豚、馬又は家きん由来原料を混合して製造した肉骨粉等
(5) 魚介類由来原料から製造した肉骨粉等	大臣確認通知の別添8-1の製造基準に適合していることについて、大臣確認通知の記の第1の2の(2)に規定する大臣確認を受けた飼料の製造業者が、大臣確認通知の別添8-1の製造基準の1の(1)に規定する収集先から収集した魚介類由来原料を原料として製造した肉骨粉等

<p>(6) 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん由来原料から製造し、出荷する肉骨粉等</p>	<p>大臣確認通知の別添9-1又は別添10-1の製造基準に適合していることについて、大臣確認通知の記の第1の2の(2)に規定する大臣確認を受けた飼料の製造業者が、大臣確認通知の別添9-1又は別添10-1の製造基準の1の(1)に規定する収集先から収集した牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん由来原料((1)から(4)までに該当する原料を除く。)を原料として製造した肉骨粉等であって、馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物用飼料原料若しくはペットフード原料として出荷に仕向ける肉骨粉等</p>
<p>2 ペットフードの製造業者が、ペットフード等通知(注2)に規定する収集先から収集した原料から製造した肉骨粉等</p>	
<p>(1) 家きん由来原料から製造した肉骨粉等</p>	<p>ペットフード等通知の(別紙1)の3の(1)に規定する独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「安全技術センター」という。)による確認書の交付を受けたペットフードの製造業者が、ペットフード等通知の(別紙1)の別添1の(1)のアの収集先から収集した家きん由来原料を原料として製造した肉骨粉等</p>
<p>(2) 家きん由来原料と豚、馬由来原料を混合した原料又は豚、馬由来原料から製造した肉骨粉等</p>	<p>ペットフード等通知の(別紙1)の3の(1)に規定する安全技術センターによる確認書の交付を受けたペットフードの製造業者が、ペットフード等通知の(別紙1)の別添1の(1)のイの収集先から収集した豚、馬由来原料を原料として又は(1)の家きん由来原料と豚、馬由来原料を混合して製造した肉骨粉等</p>
<p>(3) 食用脂肪由来の肉粉等から製造した肉骨粉等</p>	<p>ペットフード等通知の(別紙1)の3の(1)に規定する安全技術センターによる確認書の交付を受けたペットフードの製造業者が、ペットフード等通知の(別紙1)の別添2の(1)のア又はイの収集先から収集した原料を使用して製造した肉粉であってペットフード原料として出荷した肉骨粉等</p>
<p>(4) 牛由来原料から製造した血粉</p>	<p>ペットフード等通知の(別紙1)の3の(1)に規定する安全技術センターによる確認書の交付を受けたペットフードの製造業者が、ペットフード等通知の(別紙1)の別添3の(1)の収集先から収集した原料を使用して製造した血粉であってペットフード原料として出荷したもの</p>

<p>3 肥料の製造業者が、ペットフード等通知（注2）に規定する収集先から収集した原料から製造した肉骨粉等</p>	
<p>家きん由来原料若しくは豚、馬由来原料を原料として又はそれらを混合して製造した肉骨粉等</p>	<p>ペットフード等通知の（別紙2）の3の（1）に規定する安全技術センターによる確認書の交付を受けた肥料の製造業者が、ペットフード等通知の（別紙2）の別添1の（1）の収集先から収集した家きん由来原料若しくは豚、馬由来原料を原料として又はそれらを混合して製造した肉骨粉等</p>
<p>4 肥料の製造業者が肥料の公定規格の改正等通知（注3）に規定する収集先から収集した原料から製造した肉骨粉等</p>	
<p>（1）骨、蹄又は角を原料として製造した肉骨粉等</p>	<p>肥料の公定規格の改正等通知の（別紙基準1）の第1の1の（5）の製造条件を満たすことについて、肥料の公定規格の改正等通知の記の第1の2の（2）に規定する大臣確認を受けた肥料の製造業者が、肥料の公定規格の改正等通知の（別紙基準2）の1の（1）の収集先から収集した骨、蹄又は角を原料として製造した肉骨粉等</p>
<p>（2）肉かすを原料として製造した肉骨粉等</p>	<p>肥料の公定規格の改正等通知の（別紙基準1）の第1の1の（4）の製造条件を満たすことについて、肥料の公定規格の改正等通知の記の第1の2の（2）に規定する大臣確認を受けた肥料の製造業者が、肥料の公定規格の改正等通知の（別紙基準2）の1の（1）の収集先から収集した肉かすを原料として製造した肉骨粉等</p>
<p>（3）牛等由来原料を原料として製造した肉骨粉等</p>	<p>肥料の公定規格の改正通知の記の第1の2の（2）に規定する大臣確認を受けた肥料の製造業者が、肥料の公定規格の改正通知の（別紙基準2）の1の（1）の収集先から収集した牛等由来原料を原料として製造した（1）及び（2）に該当しない肉骨粉等であって、肥料又は肥料原料として出荷した肉骨粉等</p>
<p>5 獣脂かすを原料として製造した肉骨粉等</p>	<p>獣脂かすを原料として製造し、2の（3）に該当する肉骨粉等</p>

6 牛・豚・鶏由来エキスガラを原料として製造した肉骨粉等	牛・豚・鶏由来エキスガラを原料として製造した肉骨粉等のうち、1から4まで（4の（3）を除く。6において同じ。）に該当する肉骨粉等、又は1から4までに該当しない肉骨粉等であって骨以外のものを含む原料から製造した肉骨粉等
7 特定危険部位、又は牛せき柱を原料として製造した肉骨粉等	と畜場から排出されたと畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第1に掲げるもの（特定危険部位）、又は牛せき柱（大臣確認通知の別添10-1の製造基準の要件を満たす牛肉骨粉等の原料又は別添11-1の製造基準の要件を満たす飼料用動物性油脂の原料となるものを除く。）を原料として製造した肉骨粉等
8 ハム・ソーセージ・ベーコンを原料として製造した肉骨粉等	ハム・ソーセージ・ベーコン（原料供給者が発行する書面により、製造工程において工場内で発生し、かつ返品又は売れ残り商品が混じっていないことが確認できたものを除く。）を原料として製造した肉骨粉等
9 畜産副産物以外の原料が混入されたものを原料として製造した肉骨粉等	畜産副産物以外の原料（パンかす、天かす、卵殻、果物、野菜、魚介類、蒲鉾、食肉の処理・加工の際に分離した家畜の胃や腸の内容物、にかわかす（ソリュブル）、汚泥、化学物質や放射性物質等に汚染されたことが確認された畜産副産物及び死亡獣畜・家きん、飲食店の食べ残し、割り箸・紙コップ・ビニル等）の混入防止措置がとられていないライン等から排出されたものを原料として製造した肉骨粉等
10 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）に基づき殺処分された家畜を原料として製造した肉骨粉等	家伝法第21条第1項の規定に基づく焼埋却の対象となった患畜若しくは疑似患畜又は指定家畜の死体及び家伝法第23条第1項の規定に基づく焼埋却の対象となった物品を原料として製造した肉骨粉等
11 野生動物等を原料として製造した肉骨粉等	野生動物・競走馬・乗用馬・実験動物の死体又は残さを原料として製造した肉骨粉等
12 国内肥料資源利用拡大対策事業の補助対象となった肉骨粉等	国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和4年12月21日付け4農産第3509号、4畜産第1954号農林水産省農産局長、畜産局長通知）第1の1の（2）の事業により資材購入費の補助対象となる、又は補助対象となった肉骨粉等
13 畜産副産物適正処分等推進	畜産副産物適正処分等推進事業実施要綱別添3の

<p>事業実施要綱別添 3 の 2 の国産原皮品質向上等支援事業のうち輸出機能の維持の補助対象となった生皮（生皮に脱脂を施したものを含む。）又は原皮（生皮に塩蔵その他の保存措置を施したものを。）を原料として製造した肉骨粉等</p>	<p>2 の国産原皮品質向上等支援事業のうち輸出機能の維持の第 2 の 1 の（2）の補助対象となる、又は補助対象となった生皮又は原皮を原料として製造した肉骨粉</p>
---	--

注 1：1 の大臣確認通知とは、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成 17 年 3 月 11 日付け 16 消安第 9574 号農林水産省消費・安全局長通知）をいう。以下同じ。

2：2 及び 3 のペットフード等通知とは、「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成 13 年 11 月 1 日付け 13 生畜第 4104 号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）をいう。

3：4 の肥料の公定規格の改正等通知とは、「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成 16 年 2 月 26 日付け 15 消安第 6398 号農林水産省消費・安全局長通知）をいう。

別表 2

肉骨粉等の水分含有率の範囲

肉骨粉等の種類	水分含有率
肉 粉	6 パーセント以下
血 粉	10 パーセント以下
肉 骨 粉	6 パーセント以下

注：肉骨粉等の製造時に規定する水分含有率の範囲（以下「規定含水率」という。）を超える肉骨粉等について、別表 3 の 1 の補助対象経費を交付する場合にあっては、理事長が別に定める算定方法に基づき、当該肉骨粉等の数量を規定含水率で換算した数量を補助対象とするものとする。

別表 3

補助対象経費の内容及び補助率

事業の種類	補助対象経費	補助率
<p>1 肉骨粉等の適正処分</p>	<p>肉骨粉等処分事業者が肉骨粉等の適正処分を行うのに必要な経費の一部を補助するのに要する経費</p> <p>なお、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）第57条の規定に基づき実施する立入検査等において、牛由来たん白質の混入が確認され、出荷停止若しくは出荷済製品の回収の対象となった肉骨粉等又は大臣確認の取消申請が受理された飼料の製造業者が、大臣確認が取消しとなった日から大臣確認通知の別添2-1、別添3-1、別添6-1又は別添7-1の製造基準に適合していることについて、再び大臣確認を受けた日の前日までの間に製造した肉骨粉等は、(2)の焼却に要する経費に限るものとする。</p> <p>(1) 製造に要する経費 (ただし、補助の対象となる肉骨粉等で令和8年4月1日以降に製造されたものに限る。)</p> <p>(2) 焼却に要する経費 (ただし、補助の対象となる肉骨粉等で令和8年4月1日以降に焼却されたものに限る。)</p>	<p>定 額 (ただし、補助の対象となる肉骨粉等1kg当たり別表4に定める額)</p> <p>定 額 (ただし、補助の対象となる肉骨粉等1kg当たり別表5及び別表6に定める額又は実費額のいずれか小さい額)</p>

<p>2 肉骨粉等の計画的な適正処分等の推進</p>	<p>(1) 1の事業の計画的な推進並びに肉骨粉等の有効利用の促進を図るための肉骨粉等適正処分協議会等の開催に要する経費</p> <p>(2) 1の事業を適正かつ円滑に実施するために行う肉骨粉等処分事業者に対する助言及び指導に要する経費</p> <p>(3) 推進会議の開催及び情報の提供等に要する経費</p> <p>(4) その他事業の推進に必要な経費</p>	<p>定 額</p>
----------------------------	---	------------

別表 4

製造に要する経費

製造経費	肉骨粉等の種類	補助単価 (円/kg)
	肉 粉	34.5
	血 粉	65.5
	肉骨粉	34.5

注：次に掲げるいずれか2以上を混合したものを原料として製造した牛混合肉骨粉（第2の3の（3）に該当する肉骨粉等処分事業者が食用油脂の製造ラインで製造した肉骨粉を除く。）については、原料に占める牛由来原料の割合に応じて算出される数量を対象とするものとする。

ただし、当該原料であることが、飼料安全法第52条第1項の規定に従い備える帳簿（食用油脂製造業者にあっては、原料の受入記録が明らかにできる帳簿）で確認できるものに限る。

- ① 家きん由来原料（家きんを飼養する農場、食鳥処理場及びいずれかの肉骨粉等処分事業者と家きん専門契約（大臣確認通知の別添5-1の1の（4）又は別添6-1の1の（4）の原料収集にかかわる者との契約をいう。以下同じ。）を締結しているカット場等から収集された家きん原料）
- ② 豚由来原料（豚を飼養する農場及びいずれかの肉骨粉等処分事業者と豚分別供給契約（大臣確認通知の別添3-1の1の（4）又は別添6-1の1の（4）の原料収集先との契約をいう。以下同じ。）を締結していると畜場・カット場等から収集された豚原料）
- ③ 牛由来原料
- ④ 牛混入原料（いずれの肉骨粉等処分事業者とも家きん専門契約、豚分別供給契約及び馬分別供給契約（大臣確認通知の別添4-1の1の（4）又は別添6-1の1の（4）の原料収集先との契約をいう。以下同じ。）を締結していないと畜場・カット場等から収集された家きん、豚及び馬原料等）
 なお、牛混入原料については牛由来原料とみなすものとする。
- ⑤ 馬由来原料（馬を飼養する農場及びいずれかの肉骨粉等処分事業者と馬分別供給契約を締結していると畜場・カット場等から収集された馬原料）

別表 5

焼却に要する経費

区分等		補助単価	
梱包費 (円/kg)		4	
焼却費 (円/kg)		18	
区分等		標準単価	特殊車両単価
輸送費 (円/kg)	～ 50 km	3.4	4.0
	51 km ～ 100 km	5.2	6.2
	101 km ～ 200 km	7.5	9.0
	201 km ～ 300 km	9.5	11.4
	301 km ～	11.5	13.8
資材費		実費	

注1：梱包費には、一時保管施設から専用輸送車への積み込みに係る経費及び専用輸送車から一時保管施設への荷下ろしに係る経費を含む。

2：資材費は、パレット、シート、紙袋、麻袋等の経費とする。なお、焼却処理場が要請する荷姿等にするための経費については、別表6による。

3：輸送費の対象となる経費は以下のものとする。

(1) 補助の対象となる肉骨粉等を製造する場所から焼却処理場までの輸送費

(2) 補助の対象となる肉骨粉等を焼却処理場が要請する荷姿等にするため自社工場等以外の作業場所から焼却処理場までの輸送費

4：補助単価と実費額のいずれか小さい額を補助するものとする。ただし、焼却費については、理事長がやむを得ないと特に認める場合はこの限りでない。

また、輸送費の補助単価のうち特殊車両単価についてはダンプ車又はバルク車(10tクラス以上)によって輸送した場合に限り適用することができるものとする。その場合、当該輸送が特殊車両により行われたことが請求書等から確認できることを要件とする。

別表 6

焼却処理場が要請する荷姿等にするための経費

区 分		補助単価 (円/kg)	
輸送費	～ 50 km	3.4	
	51 km ～ 100 km	5.2	
	101 km ～ 200 km	7.5	
	201 km ～ 300 km	9.5	
	301 km ～	11.5	
区 分 等		標準単価	上限単価
保管費	保管料 (円/月/トン)	1,236	1,854
	入出庫料 (円/トン)	2,200	

注1：焼却処理場が要請する荷姿等とは、小袋詰め、専用輸送車詰め等とする。

2：資材費の対象となる焼却処理場が要請する荷姿等にするための経費のうち、やむを得ない事情により、自社工場等以外で作業する場合の補助の対象となる経費は以下のものとする。

(1) 補助の対象となる肉骨粉等を製造する場所から焼却処理場が要請する荷姿等にする場所までの輸送費

(2) 補助の対象となる肉骨粉等を焼却処理場が要請する荷姿等にする場所に一時保管した場合の保管費

3：保管費は営業倉庫で保管した場合の経費とする。なお、倉庫業法に基づかない非営業倉庫（都道府県が指定した倉庫に限る。）で保管する場合、保管費（入出庫料を含む。）は、618円/月/トン以内の実費額とする。

4：補助単価の範囲内で実費額を補助するものとする。ただし、保管費については、やむを得ない事情により、標準単価を超える場合に限り、上限単価の範囲内で補助するものとする。その場合、その事情を証明する書類を提出するものとする。

別紙様式第1号

令和 年度畜産副産物適正処分等推進事業
(肉骨粉適正処分対策事業) 補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、畜産副産物適正処分等推進事業実施要綱別添1の第6の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別紙「肉骨粉適正処分対策事業実施計画（様式1）」のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

区 分	事業費	負担区分		備考
		機構 補助金	その他 ()	
	円	円	円	
1 肉骨粉等の適正処分 (1) 製造 (2) 焼却				
2 肉骨粉等適正処分等計画推進 (1) 肉骨粉等適正処分協議会等の開催 (2) 肉骨粉等処分事業者に対する助言及び指導 (3) 推進会議の開催及び情報の提供等 (4) その他事業の推進				
合 計				

4 事業開始及び完了予定年月日

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

(3) 行動規範等

(4) 「みどりチェック」チェックシート（及びその一覧）

(注1) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(注2) 添付書類が他の事業において既に提出している書類と重複する場合には、その書類については省略することとし、省略するに当たっては、提出済の事業の名称その他書類の特定に必要な情報を記載することとする。

様式1

令和 年度肉骨粉適正処分対策事業実施計画

1 肉骨粉等処分事業者の概要

番号	事業者正式名称	代表者氏名	住所	電話番号	種類	資本金 (千円)	従業員 数	製造 品目	事業 期間	原料収 集先等 確認 リスト有無	原料管 理 マニュアル 有無	「みど りチェ ック」 チェッ クシー ト 有無	備考

注：各肉骨粉等処分事業者が提出した原料収集先等確認リストの写しを添付すること

2 肉骨粉等の適正処分

都道府 県名	肉骨粉等 処分事業 者名	肉骨粉等の製造					肉骨粉等の焼却		事業費計 ①+②	備考	
		在庫数量 (令和8年 3月31日現 在)	製造見込 数量	出荷仕向見込数量		対象見込 数量	製造に 要する経費 ①	焼却 予定数量			焼却に 要する経費 ②
				肥料	飼料						
〇〇 県	〇〇〇〇	kg	kg	kg	kg	kg	円	kg	円	円	
	〇〇〇〇										
	小 計										

	〇〇〇〇										
	〇〇〇〇										
	小 計										
	〇〇県小計										
合 計											

注1：各肉骨粉等処分事業者が提出した事業実施計画の写しを添付すること。

2：焼却予定数量は、出荷に仕向けて製造される肉骨粉等は含まないこと。

3 肉骨粉等適正処分等計画推進

区 分	実施時期	内 容	構成員・機関等	事業費 円	備考
1 肉骨粉等適正処分協議会等の開催 2 肉骨粉等処分事業者に対する助言及び指導 3 推進会議の開催及び情報の提供等 4 その他事業の推進					
計					

注：備考欄には、積算基礎を記載すること。

別紙様式第2号

令和 年度畜産副産物適正処分等推進事業
 (肉骨粉適正処分対策事業) 補助金交付変更承認申請書

番 号
 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
 理事長 殿

住 所
 団 体 名
 代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった畜産副産物適正処分等推進事業(肉骨粉適正処分対策事業)の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、畜産副産物適正処分等推進事業実施要綱別添1の第6の2の規定に基づき、申請します。

記

- 1 変更する理由及び内容
- 2 変更する事業の内容
 別紙様式第1号の記の2に準じて作成すること。
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

区 分	事業費	負 担 区 分		備考
		機構 補助金	その他 ()	
1 肉骨粉等の適正処分 (1) 製造 (2) 焼却	円	円	円	
2 肉骨粉等適正処分等計画推進 (1) 肉骨粉等適正処分協議会等の開催 (2) 肉骨粉等処分事業者に対する助言及び指導 (3) 推進会議の開催及び情報の提供等 (4) その他事業の推進				
合 計				

注：変更部分を二段書にし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

- 4 事業開始及び完了予定年月日
 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 5 添付書類
 「みどりチェック」チェックシート(及びその一覧)

注：添付書類が既に提出している資料の内容から変更がない場合は、その旨を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第3号

令和 年度畜産副産物適正処分等推進事業
 (肉骨粉適正処分対策事業) 補助金概算払請求書

番 号
 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
 理事長 殿

住 所
 団 体 名
 代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった畜産副産物適正処分等推進事業(肉骨粉適正処分対策事業)補助金について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、畜産副産物適正処分等推進事業実施要綱別添1の第6の3の規定に基づき請求します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ⑥	今回概算払 請求額 ⑦	令和 年 月 日まで 予定出来 高 (⑥+⑦) /②=⑧	残額 ②-⑥-⑦ =⑨
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金 ④	事業費 出来高 ③/① =⑤				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の支出実績及び支出計画を添付すること

2 振込先

金融機関名及び支店名
 振込口座種類及び口座番号
 口座名義人

別紙様式第4号

令和 年度畜産副産物適正処分等推進事業
(肉骨粉適正処分対策事業) 実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定のあった畜産副産物適正処分等推進事業（肉骨粉適正処分対策事業）については、下記のとおり実施したので、畜産副産物適正処分等推進事業実施要綱別添1の第7の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別添「肉骨粉適正処分対策事業実績報告（様式2）」のとおり
- 3 事業に係る精算

区 分	交付決定		事業実績		既概算払 受領額 ⑤	差引精算払 請求額 ⑥=④-⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金 ④		
1 肉骨粉等の適正処分 (1) 製造 (2) 焼却	円	円	円	円	円	円
2 肉骨粉等適正処分等 計画推進 (1) 肉骨粉等適正処分 協議会等の開催 (2) 肉骨粉等処分事業 者に対する助言及び 指導 (3) 推進会議の開催及						

び情報の提供等 (4) その他事業の推進						
合 計						

注：計画と実績が比較できるように二段書し、上段に計画を括弧書き、下段に実績を記入すること。

- 4 事業開始及び完了年月日
令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 5 振込先
金融機関名及び支店名
振込口座種類及び口座番号
口座名義人
- 6 添付書類
「みどりチェック」チェックシート（及びその一覧）

様式 2

令和 年度肉骨粉適正処分対策事業実績報告

1 肉骨粉等処分事業者の概要

番号	事業者正式名称	代表者氏名	住 所	電話番号	種類	資本金 (千円)	従業員数	製造品目	事業期間	備考

2 肉骨粉等の適正処分

都道府県名	肉骨粉等処分事業者名	年月	肉骨粉等の製造					肉骨粉等の焼却		事業費計 ①+②	備考	
			在庫数量 (令和8年 3月31日現在)	製造数量	出荷仕向数量		対象数量	製造に要する経費 ①	焼却数量			焼却に要する経費 ②
					肥料	飼料						
〇〇 県	〇〇〇〇		kg	kg	kg	kg	kg	円	kg	円	円	
	〇〇〇〇											
	小 計											

	〇〇〇〇											
	〇〇〇〇											
	小 計											
	〇〇県小計											
合 計												

注1：肉骨粉等処分事業者の製造数量及び焼却数量は、月ごとに記載すること。

2：各肉骨粉等処分事業者が提出した実績報告の写しを添付すること。

3：対象数量が、焼却予定で製造された肉骨粉等であることを、実施計画を元に確認すること。

3 肉骨粉等適正処分等計画推進

区 分	実施時期	内 容	構成員・機関等	事業費 円	備考
1 肉骨粉等適正処分協議会等の開催 2 肉骨粉等処分事業者に対する助言及び指導 3 推進会議の開催及び情報の提供等 4 その他事業の推進					
計					

注：備考欄には、積算基礎を記載すること。

別紙様式第5号

令和 年度畜産副産物適正処分等推進事業（肉骨粉適正処分対策事業）に係る
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長

殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった令和 年
度畜産副産物適正処分等推進事業（肉骨粉適正処分対策事業）補助金について、畜産
副産物適正処分等推進事業実施要綱別添1の第8の3の規定に基づき、下記のとおり
報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。
（返還がある場合、記載すること））

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額
（令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体又は肉骨粉等処分事業者が法人格を有しない組合等の場合は、当
該組合等の全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）

- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

()

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

()

注1：肉骨粉等処分事業者別に判断できる資料を添付すること。

2：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体又は肉骨粉等処分事業者が法人格を有しない組合等の場合は、当該組合等の全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料